

第 394 回三木市議会定例会提出議案の概要

第 394 回三木市議会定例会（令和 8 年 8 月 28 日開会）に提出する議案 19 件（条例関係 5 件、補正予算関係 5 件、決算の認定関係 7 件、その他 2 件）の概要は、次のとおりです。

1 条例関係

(1) 第 43 号議案 三木市環境保全負担金条例の制定について（環境政策課）

ア 制定理由

本市における環境負荷の低減を図り、持続可能な循環型社会の形成を推進するため、市外から持ち込まれる一般廃棄物（区域外搬入）を適正に管理し、処理業者に環境保全負担金を求めるに当たり、三木市環境保全負担金条例を制定する。

イ 制定内容

- (ア) 対象事業者、事業者の責務と手続き、環境保全負担金について規定する。
- (イ) 事業者との事前協議について規定する。

ウ 施行期日

- イ(ア) 令和 9 年 4 月 1 日
- イ(イ) 公布の日

(2) 第 44 号議案 三木市税条例の一部を改正する条例の制定について（税務課）

ア 改正理由

地方税法等の改正に伴い、三木市税条例の一部を改正する必要があるため。

イ 改正内容

(ア) 個人住民税関係

a 住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長

住宅借入金等特別税額控除の適用対象となる居住年及び期限を次のとおり改める。

	現行	改正後
居住年	令和 7 年末まで	令和 12 年末まで
適用対象の個人住民税	令和 20 年度分	令和 25 年度分

b 特定暗号資産取引に係る課税方法の見直し

特定暗号資産の譲渡等をした場合、その譲渡等による譲渡所得等については、他の所得と分離して 100 分の 5（市民税 100 分の 3、県民税 100 分の 2）の税率により課税する。（現在は雑所得として課税）

(イ) 固定資産税関係 免税点の見直し

家屋に係る免税点を 30 万円（現行：20 万円）に、償却資産に係る免税点を 180 万円（現行：150 万円）にそれぞれ引き上げる。

ウ 施行期日

イ(ア)a 令和 9 年 1 月 1 日

イ(ア)b 金融商品取引法及び資産決済に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 64 号）の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1 日

イ(イ) 令和 9 年 4 月 1 日

(3) 第 45 号議案 三木市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について（環境課）

ア 改正理由

令和 4 年 9 月に策定された「三木市使用料・手数料の見直し方針」に基づき、し尿処理手数料の見直しを行うことから、三木市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

(ア) し尿処理手数料を下記のとおり改定する。

種別	単位	現行	改定後
し尿	10 リットル	66 円	99 円
浄化槽清掃汚でい	10 キログラム	11 円	16 円
仮設便所	1 基・1 回	3,150 円	4,725 円

(イ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律を引用している規定について、項ずれの整理を行う。

ウ 施行期日

イ(ア) 令和 9 年 4 月 1 日

イ(イ) 公布の日

(4) 第 46 号議案 三木市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について（市民課）

ア 改正理由

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正に伴い、在留外国人は、在留カード又は特別永住者証明書に個人番号カードの機能を付加した「特定在留カード」又は「特定特別永住者証明書」の交付を受けることが可能となった。

本条例では、個人番号カードの交付を受けた者は、個人番号カードを使用して印鑑登録証明の申請をすることができる旨を規定していることから、個人番号カードの機能を有する「特定在留カード」又は「特定特別永住者証明書」の交付を受けた者についても、印鑑登録証明書の申請を行うことができるよう、三木市印鑑条例を改正する。

イ 改正内容

本条例における個人番号カードの規定に特定在留カード及び特定特別永住者証明書を含める。

ウ 施行期日

公布の日

**(5) 第 47 号議案 三木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
(消防本部予防課)**

ア 改正理由

今般、焼肉店等で使用される火気器具の周囲に設置される排気ダクトに起因する火災の発生状況等に鑑み、厨房設備等の基準に関する検討部会の検討結果を踏まえた国からの通知に基づき、三木市火災予防条例を改正する。

イ 改正内容

調理に用いる器具の周囲で使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないよう適切に管理しなければならない旨を規定する。

ウ 施行期日

令和 9 年 4 月 1 日

2 補正予算関係 【別添「令和 8 年度 9 月補正予算(案)の概要」参照】

- (1) 第 48 号議案 令和 8 年度三木市一般会計補正予算(第 3 号)
- (2) 第 49 号議案 令和 8 年度三木市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)
- (3) 第 50 号議案 令和 8 年度三木市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)
- (4) 第 51 号議案 令和 8 年度三木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 号)
- (5) 第 52 号議案 令和 8 年度三木市学校給食事業特別会計補正予算(第 2 号)

3 決算の認定関係 【別添「令和 7 年度決算見込の概要」参照】

- (1) 第 53 号議案 令和 7 年度三木市一般会計歳入歳出決算の認定について
- (2) 第 54 号議案 令和 7 年度三木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- (3) 第 55 号議案 令和 7 年度三木市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて

- (4) 第 56 号議案 令和 7 年度三木市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (5) 第 57 号議案 令和 7 年度三木市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (6) 第 58 号議案 令和 7 年度三木市水道事業会計決算の認定について
- (7) 第 59 号議案 令和 7 年度三木市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

4 その他

- (1) 第 60 号議案 工事請負変更契約の締結について（経営管理課）

公共施設照明 LED 化業務に係る変更契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年三木市条例第 4 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるもの。

- (2) 第 61 号議案 土地の処分について（財政課）

自治会に対し土地を無償譲渡することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるもの。